

第3次阿蘇市総合計画

基本構想 2025▶2033

前期基本計画 2025▶2029

第3部

前期基本計画

03

第1章

前期基本計画の概要

1. 前期基本計画の位置づけ

この基本計画は、将来都市像「大自然とともに ワクワクする未来へ」を実現するために推進する施策を、基本構想で掲げる政策に沿って体系化したものです。

2. 目標年度

この基本計画の目標年次は、令和11年(2029年)9月とします。

3. 総合計画と個別計画の関係性

(1) 基本的な考え方

第3次阿蘇市総合計画は、市全体のまちづくりの基本方針を定める最上位計画として、地域特性を活かしながら具体的な施策を実現するための指針となります。

また総合計画は、改訂人口ビジョンや第3期阿蘇市総合戦略をはじめ、各分野における個別計画と密接に連携し、市民、事業者、団体、行政が一体となった取組を進めるための基本的な枠組みを提供するものです。

(2) 人口ビジョンとの関係

本市の人口ビジョンは、地域の人口動態を分析し、将来の目指すべき方向性と展望を示すものです。このビジョンは、地域特性を考慮しつつ、人口減少対策と地域の活力を維持するための基礎資料として活用されます。

(3) 総合戦略との関係

総合戦略は、人口ビジョンに基づき、今後4年間の地方創生の取組について、具体的な施策や重要業績評価指標(KPI)を示すものです。総合戦略では、本市の特性を活かした持続可能な社会の実現に向けて、4つの基本目標「1.阿蘇市に仕事をつくる」、「2.阿蘇市に人の流れをつくる」、「3.阿蘇市で結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「4.阿蘇市で魅力的な地域をつくる」を掲げています。

第3次阿蘇市総合計画は、総合戦略と連携・連動する形で策定され、長期的な視点から地域社会の課題に対応します。本市が持つ豊かな自然などの観光資源を最大限に活用し、地域経済の活性化や関係人口※²⁵の増加を目指します。また、デジタル技術の力を活用し、地域全体の生産性向上を図ります。

※25 関係人口…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。

4. 重点施策

市民アンケート調査等の結果から特に注力すべきと考えられる9つ課題を整理しました。それら9つの課題に対応する施策を重点施策と位置づけています。

(1) 雇用対策の強化

市民には、雇用の場の創出が幅広い世代で課題と認識されています。また、地域事業者においては、人手不足による経営課題も発生しています。

(2) 公共交通の充実

公共交通の充実は、市民からの要望の多いテーマです。特に、中高生の通学や高齢者の日常生活において必要性が高いと考えられます。また、観光客向けの移動手段として充実を望む声もあります。

(3) 医療体制の強化

医療体制の強化は、健康と福祉の分野で特に要望が多かったテーマです。市内で受診できる診療科が不足しているなど、充実が求められています。

(4) 子育て支援の充実

コロナ禍以降、本市の出生数は大きく減少しました。市内で安心して子どもを産み育てられる環境の整備が課題です。

(5) 行政と地域のデジタル化推進

デジタル技術を活用した行政サービスの効率化・利便性向上が求められています。デジタル化を通じて誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

(6) 多文化共生の推進

多文化共生※26の推進は、これまでも多言語化対応などを行ってきましたが、近年は働き手、観光客としての外国人が共に増加しており、さらなる対応が求められています。

※26 多文化共生…国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

(7) 遊休施設の有効活用及び公共施設サービスの充実

公共施設のサービス充実は、耐震化、ユニバーサルデザインの導入、遊休地の利活用なども含めて検討する必要があります。計画的な公共施設マネジメント※27を推進し、市民の利便性を高めます。

(8) あらゆる手段による歳入の増加

歳入の増加は、本市の経営基盤の安定、満足度の高い市民サービスの提供のために必要なものです。ふるさと納税※28制度の活用や国県補助金の有効活用など、あらゆる手段での歳入確保を検討・実行していきます。

(9) 企業誘致の推進

周辺自治体において半導体企業の工場進出が相次いでおり、その経済効果を本市にも取り込んでいくことが重要と考えられます。

※27 公共施設マネジメント…地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全ての公共施設やインフラを、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する取組。

※28 ふるさと納税…自分が応援したい自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。